

一般行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2020年4月～ 社員の具体的なニーズ調査
- 2021年4月～ 制度に関する周知確認

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を各施設に設置する。

<対策>

- 2021年4月～ 各施設の労務窓口での相談受付

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2022年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
施設内広報などでキャンペーンを行い、取得状況の確認を実施する。